

東京都建築基準法施行細則第14条,15条の4に基づく

建築工事施工計画・結果報告書等提出書類一覧表

【 施工計画・結果報告書の作成要領は「建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務手引」(監修:東京都防災・建築まちづくりセンター)を参照して下さい。】

注意事項

1. 工事監理者・工事施工者を確認申請書類に未記入の場合は、監理者届・施工者届を工事着手前に弊社意匠担当者へご提出下さい。
2. 建築基準法施行規則第3条の2による軽微変更該当しない変更が構造設計者の責務により確認された場合は計画変更申請の手続きを行って下さい。なお、中間検査・完了検査は計画変更確認済証の交付後でなければ受付ができませんのでご注意下さい。
3. 中間検査を行う指定特定工程は特定行政庁または弊社ホームページでご確認下さい。また、特定工程までの施工結果報告書等の書類およびチェックシートは中間検査申請時に提出して下さい。

【着工前】 行政への報告書提出先一覧 表①

3階以上かつ500㎡超の建築物(※1)は、建設地の特定行政庁へ施工計画報告書等(※2)の提出が必要です	
提出先	特記事項
東京都庁 23区内の延べ面積10,000㎡超及び島しょ	延べ面積10,000㎡超の建築物は、東京都が特定行政庁となるため港区及び世田谷区でも提出が必要になります。
千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 北区 荒川区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 板橋区 練馬区 墨田区 江東区 足立区 葛飾区 江戸川区	提出不要
立川合同庁舎 小平合同庁舎 青梅合同庁舎 府中市 調布市 三鷹市 武蔵野市 八王子市 町田市 日野市 立川市 国分寺市 西東京市	行政で確認申請をおこなった場合のみ

※1 法第6条第1項第三号に規定する建築物
 ※2 施工計画等提出書類につきましては東京都防災・建築まちづくりセンター、各特定行政庁のホームページ内にある様式ダウンロードをご利用下さい。なお、ERIには特定行政庁に提出した各工事施工計画報告書及び添付書類の写しを中間検査申請時にご提出下さい。
 なお、中間検査がない認証型式建築物は、完了検査申請時にご提出ください。

【中間・完了検査時】 ERIへの提出書類一覧表 表②

提出時期	ファイル番号 注4)	提出書類(特記なき限り2部提出)	中間検査有り(3階以上)								中間検査なし 注3)
			鉄筋コンクリート(RC)造		鉄骨(S)造		鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造		木造		
			延べ面積 500㎡超	500㎡以下	延べ面積 500㎡超	500㎡以下	延べ面積 500㎡超	500㎡以下	延べ面積 500㎡超	500㎡以下	
中間検査時	—	施工計画報告書の写し 注1)	○		○		○				
	Kb-01	建築工事施工結果報告書(延べ床面積500㎡以下) 木工事							○注2)	○	
	Kb-02	建築工事施工結果報告書(延べ床面積500㎡超)	○		○		○				
	Kb-03	建築工事施工結果報告書(延べ床面積500㎡以下) 鉄筋コンクリート工事		○				○			
	Kb-04	鉄骨工事施工結果報告書(延べ床面積500㎡超)			○		○				
	Kb-05	建築工事施工結果報告書(延べ床面積500㎡以下) 鉄骨工事				○		○			
	Kb-06	中間・完了検査チェックシート(監理書類検査)	○	○	○	○	○	○	○	○	
完了検査時 注3)	Kb-07	中間検査チェックシート(意匠・設備)	○	○	○	○	○	○	○	○	
	Kb-01	建築工事施工結果報告書(延べ床面積500㎡以下) 木工事							○注2)	○	
	Kb-02	建築工事施工結果報告書(延べ床面積500㎡超)	○		○		○				
	Kb-03	建築工事施工結果報告書(延べ床面積500㎡以下) 鉄筋コンクリート工事		○				○			
	Kb-04	鉄骨工事施工結果報告書(延べ床面積500㎡超)			○		○				
	Kb-05	建築工事施工結果報告書(延べ床面積500㎡以下) 鉄骨工事				○		○			
Kb-06	中間・完了検査チェックシート(監理書類検査)	○	○	○	○	○	○	○	○	○(4号不要)	

注1) 中間検査時において表①の特定行政庁に提出した施工計画書及び添付書類の写しをERIへ1部提出。なお、中間検査・完了検査時の施工結果報告書については特定行政庁への提出は不要です。
 注2) 木造3階で500㎡超の場合、施工結果報告書の頭紙以外は500㎡以下の書類を準用ください。
 注3) 認証型式建築物(法第68条の20の認証型式部材等である建築物)は、中間検査はありませんが、施工計画報告書および施工結果報告書の提出が必要です。報告においては、型式に関する規定以外の規定(例:コンクリート強度試験等)に関わる事項についてのみ報告することになります。
 注4) ファイル番号kb-01~kb-05の書類は、東京都用(左表で東京都庁、立川合同庁舎、小平合同庁舎、青梅合同庁舎、に提出する場合)の様式です。
 ※1) ○印に該当する書類をERIへご提出下さい(kb-06,07については検査をスムーズに行う上で提出をお願いしている書類です)。なお中間検査・完了検査時の施工結果報告書については特定行政庁への提出は不要です。

【検査時】 東京都建築基準法施行細則第15条の4に基づく書類 表③・④

表③	(い) 工事の種類	(ろ) 事項
(一)	軽量コンクリート工事	イ 軽量コンクリートの使用箇所 ロ 軽量コンクリート骨材及び製造会社の名称 ハ 軽量コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 ニ 軽量コンクリートの製造方法 ホ 軽量コンクリートの打込み方法及び打込み結果 ヘ 軽量コンクリートの施工条件及び養生方法
(二)	溶接工事	イ 溶接技術監督員の氏名、所属及び資格 ロ 溶接工事施工者の氏名並びに鉄骨加工工場の名称及び種別 ハ 溶接工法の種類、使用材料及び設備 ニ 溶接工の技量資格 ホ 鋼材の切断方法その他の溶接工事の施工結果及び所要条件 ヘ 溶接工事の工程に対応した試験及び検査の結果
(三)	高力ボルト接合工事	イ 高力ボルト接合工事施工者の氏名 ロ 高力ボルトセットの製造者の氏名 ハ 高力ボルトセットの種類 ニ 摩擦係数その他の所要条件 ホ 摩擦面の処理方法、ボルトの締め付け方法その他の施工方法及び所要条件 ヘ 高力ボルトセットの品質及び検査結果 ト 高力ボルト接合工事の工程に対応した試験及び検査の結果

表④	(い) 建築材料の種類	(ろ) 事項
(一)	鉄骨	イ 鋼材等の規格及び試験結果 ロ 鉄骨加工工場の名称及び種別
(二)	コンクリート	イ コンクリートの製造に用いるセメント、骨材その他の材料の品質 ロ レディーミクストコンクリートの製造会社及びその工場の名称 ハ コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 ニ コンクリートの打込み方法及び打込み結果 ホ コンクリートの試験結果及び試験機関の名称 ヘ コンクリートの施工条件及び養生方法
(三)	鉄筋	イ 鉄筋の規格及び試験結果 ロ 鉄筋の継ぎ手工法、施工結果及び当該継ぎ手工法の工事施工者の氏名 ハ 鉄筋継ぎ手の試験結果及び試験機関の名称
(四)	木材	イ 木材の種類及び等級 ロ 接合金物の種類及び規格

報告書提出・連絡先

日本ERI株式会社
 本社確認検査部及び各支店確認部

※完了検査申請書、中間検査申請書に添えて提出ください。

